

● 「平成 30 年北海道胆振東部地震」から 1 カ月を振り返って

9 月 6 日の「平成 30 年北海道胆振東部地震」から 1 カ月が経過し、札幌市では、大規模停電をはじめ、各地で断水や道路陥没が発生したほか、多数の家屋等で被害が出ました。

本市では、地震発生後同時に災害対策本部を立ち上げ、ライフラインの確保や避難所の設置を行うとともに、被災者支援を効果的に行うための「被災者支援室」および特に大きな被害を受けた「清田区里塚地区」の復旧に向けた「清田区里塚地区における地震被害対策会議」を新たに設置し、それらを中心として災害対応に取り組んできました。

多くの市民が震災前の生活を取り戻している一方で、今もなお不自由な生活を余儀なくされるなど、支援を必要とする方々が再び安心した生活を送ることができるよう、引き続き支援を継続・拡大するとともに、札幌の観光・経済の復興にも努めてまいります。

1 災害概況（別紙のとおり）

2 被災者支援の体制について

(1) 被災者支援室

- ① 目的：各種生活支援制度等に関する情報提供と適切な運用、各種相談への対応について、総合的・一体的かつ迅速に行う。(災害対策本部内に設置)
- ② 主な業務内容：
 - ・札幌市の生活支援制度等の情報を集約・整理した「生活支援ガイド」の作成。
 - ・現行の支援制度の適切な運用に向けた総合的な庁内調整。
 - ・市民の声を聞く課・札幌市コールセンターにて総合相談窓口を運用。

(2) 清田区里塚地区における地震被害対策会議

- ① 目的：特に大きな被害を受けた清田区里塚地区の復旧に向け、関係する部局が連携を密にし、原因究明や対応等の検討に関して情報共有を図る。
- ② 主な業務内容：「清田区里塚地区市街地復旧推進室」を設置し、道路等インフラ被害の原因究明と今後の市街地復旧に向けた検討を行う。

3 主な被災者支援について

(1) 生活支援関連

支援メニュー	内容	申請・問い合わせ先
①被災者生活再建支援金	り災証明書で「全壊」「大規模半壊」と判定された方などを対象に、被害の程度によって基礎支援金(37万5000円～100万円)を支給。加えて、住宅を建設・購入した場合などに加算して支給(37万5000円～200万円)。	保護自立支援課 211-2992
②被災者生活支援一時金	居住していた住居が、り災証明書で「全壊」と判定された場合 20 万円、「大規模半壊」「半壊」と判定された場合 10 万円を支給。	保健福祉局総務課 211-2932
③災害義援金	複数回に分けて配分予定。第 1 次配分(11 月予定)の対象・配分額は、10 月中旬をめぐり決定。	区政課 211-2252
④保険料等の減免	り災証明書で「半壊」以上と判定され、一定の要件を満たす世帯を対象に、介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料のほか、国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金を、被害状況に応じて減免。	保健企画課 (保険事業担当) 211-2952

⑤市税等の減免	○市民税・道民税の減免 り災証明書で自己または扶養親族が所有する住宅について「半壊」以上と判定された方などを対象に、被害状況・前年の合計所得金額に応じて震災日以後に納期限が到来する税額の一部または全部を減免。 ○固定資産税・都市計画税の減免 り災証明書で「半壊」以上と判定された家屋などを対象に、被害状況に応じて震災日以後に納期限が到来する税額の一部または全部を減免。	市民税課 211-2272 固定資産税課 211-2228
⑥上下水道料金の減免	り災証明書で「半壊」以上と判定され、水道局から直接請求を受けている方（下水道使用料のみの請求も含む）を対象に、9・10月に水道メーターを検針して算出した上下水道料金を全額免除。	水道局営業課 211-7039
⑦日用品等の提供	「さっぽろまちづくりパートナー協定」を締結している企業各社から寄付された日用品・寝具・食料品などを公営住宅または応急仮設住宅に避難した方に対して提供。	都市局総務課 211-2555
⑧家庭ごみ処理手数料の減免	り災証明書で「半壊」以上と判定された方を対象に、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・札幌市のごみ処理施設に直接搬入するごみの処理手数料を減免するほか、家電4品目・パソコンの無料引き取り。	【大型ごみ】 環境局業務課 211-2916 【大型ごみ以外】 循環型社会推進課 211-2912 【ごみ処理施設への直接搬入】 施設管理課 211-2922

※①～⑥については、「臨時総合申請窓口」において一括で申請可能。

期間：10月3日（水）～19日（金）

場所：市本庁舎地下2階「1号会議室」（平日：9：00～20：00、土日祝：9：00～17：00）

清田区役所3階「大会議室」（毎日：9：00～17：00）

(2) 住宅支援関連

支援メニュー	内容	申請・問い合わせ先
一時避難先の確保		
⑨市営住宅の提供	被災者に対して、市営住宅（原則もみじ台団地）を無償で提供する。	住宅課 （住宅管理担当） 211-2806
⑩応急仮設住宅	り災証明書で「全壊」と判定されるなど自らの住居に居住できない方を対象として、希望する民間賃貸住宅を札幌市が借り上げて提供する（家賃月額の上限：1人世帯7万円、2～4人世帯9万3000円、5人以上世帯11万1000円）。 ※⑩との併用は不可	住宅課 211-2807

被災住宅の修繕等		
⑪ 住宅応急修理制度	り災証明書で「半壊」等と判定された方を対象として、屋根・玄関ドア・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を札幌市が業者に依頼し、費用を支払う。(札幌市の負担上限額 58 万 4000 円/戸) ※⑩との併用は不可	住宅課 211-2807
⑫ 札幌市災害住宅補修資金貸付	居住の用に供する部分に 10 万円以上の損害を受けた家屋の補修工事を行う所有者等を対象として、必要な資金の貸付を行う(貸付限度額 300 万円、貸付利率 0.63%、償還期間 7 年以内)。	
⑬ 宅地防災工事資金貸付制度	100 万円(年利 0.66%、償還期間 15 年以内)を限度として、札幌市内に所在する宅地所有者のうち、被災宅地危険度判定で「危険」判定を受けた方において、擁壁・排水施設などの設置工事費の 9 割以内に対して貸付を行う。	宅地課 211-2512
⑭ 家屋等の公費撤去	り災証明で「全壊」と判定された家屋等を対象として、所有者の申請に基づき札幌市が撤去する。撤去対象は壊れた家屋等であり、壊れていない物置や塀などは原則対象外。	建築保全課 211-2816

4 経済・観光振興策について

(1) 観光プロモーション等の主な取り組み

補正予算により実施するものに加え、既往予算の組み替えによる新規実施、実施時期の前倒し、内容の拡充等により、観光需要の早期回復に向けた事業を実施。

① トップセールス

秋元市長や副市長が、国内外のイベントなどで、メディアや旅行会社等に向けて、直接、札幌の様子や魅力などを広く発信する。

② インフルエンサーの招請

東アジアや東南アジアの 5 か国・地域(台湾・香港・タイ・シンガポール・マレーシア)から、インフルエンサーを招請し、SNS で札幌の魅力や、安全で活気にあふれた街の様子を発信してもらう。

③ 海外メディアの招請

フォーリン・プレスセンターを通じて海外メディア(約 10 社)を招請し、市内の観光施設を巡るプレスツアーの開催を通じて、震災前と変わらない札幌の魅力を知ってもらい、各国での情報発信に生かしてもらう。

④ 札幌 PR 番組の放映

来札幌観光客数が多いアジア 3 カ国・地域(韓国・台湾・香港)に向けて、札幌の魅力や現状を紹介し観光需要を喚起する映像を制作し、年内にもテレビ・インターネット等で随時放送予定。

(2) 中小企業向けの災害関連融資制度

- ・対象：信用保証協会の「セーフティネット保証制度」を利用する中小企業者等
- ・融資限度額：5000万円
- ・融資期間：10年以内
- ・融資率：年1.3%以内（5年以内）/年1.5%以内（10年以内）
- ・申請窓口：中小企業支援センター（中央区北1条西2丁目北海道経済センタービル2階）
なお、同センターでは、中小企業向けの「平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口」を設置。

※上記融資以外にも、今回の災害に対応した融資メニューを検討中

5 災害義援金等の受け付けについて

(1) 災害義援金

- ・受付開始日：9月10日（月）
- ・受付方法：市本庁舎1階・各区役所・まちづくりセンターへの現金持参、口座振り込み
- ・用途：被災者に対して、複数回に分けて直接配分する。
- ・実績：5億6791万8090円（10月9日現在）

(2) さぽーとほっと基金

- ・受付開始日：9月10日（月）
- ・受付方法：ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」(<https://www.furusato-tax.jp/>) または市公式ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/shimin/support/kikin/donation/index.html>) を通じての納付書払いやクレジット決済
- ・用途：市民まちづくり活動団体が行う被災者に対する支援活動に対して助成する。
- ・実績：70万3915円（10月9日現在）

(3) 寄付金

- ・受付開始日：9月10日（月）
- ・受付方法：市本庁舎10階（秘書課）への現金持参、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」(<https://www.furusato-tax.jp/>) または市公式ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/somu/kifu/annai/>) を通じての納付書払いやクレジット決済
- ・用途：札幌市の復旧・復興事業
- ・申し込み実績※：4195万5072円（収納：1980万4379円）（10月9日現在）
※個人からの申し込み（ふるさと納税）：2181万5072円（収納：1778万4379円）

6 災害対応の検証および地震防災マップの全戸配布について

- (1) 災害対応の検証を進め、「札幌市防災会議」（2018年度末予定）において報告
- (2) 地震防災マップを年内に市内全戸に配布予定

問い合わせ先

(災害概況・災害対応の検証について)

危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 長谷川
電話：211-3062、ファクス：218-5115

(地震防災マップの配布について)

危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課 (計画・原子力災害対策担当) 松坂
電話：211-3062、ファクス：218-5115

(臨時総合申請窓口について)

被災者支援室 (まちづくり政策局政策企画部政策推進課内) 渋谷
電話：211-2139、ファクス：218-5109

(清田区里塚地区の復旧について)

清田区里塚地区市街地復旧推進室 (建設局土木部道路課 (特定街路担当) 内) 櫻井
電話：211-2390、ファクス：218-5137

(観光プロモーション等の取り組みについて)

経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課 (観光誘致・受入担当) 石川・吉岡
電話：211-2376、ファクス：218-5129

(中小企業向けの融資制度について)

経済観光局産業振興部商業・金融支援課 村田・近藤
電話：211-2372、ファクス：218-5130

(災害義援金について)

市民文化局地域振興部区政課 池田・西山
電話：211-2252、ファクス：218-5156

(さぽーとほっと基金について)

市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 (市民活動促進担当) 佐藤・竹越
電話：211-2964、ファクス：218-5156

(寄付金について)

総務局秘書部秘書課 酒井・末森
電話：211-2022、ファクス：218-5175

平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う災害概況【速報】

札幌市災害対策本部

平成 30 年（2018 年）10 月 10 日

17 時 00 分現在

※下線更新箇所

1 気象等の概要

(1) 本震

① 9 月 6 日 03:07 地震発生 市内最大震度 6 弱（東区）

(2) 地震の状況

① 発生時刻 03:07

② 震源地 胆振地方中東部、深さ 37km（暫定値）

③ マグニチュード 6.7（暫定値）

2 被害状況

(1) 人的被害（10/10 現在）

死者 1 名、負傷者 297 名（重傷 1 名、軽傷 296 名）

※災害との関連性を精査した速報値

(2) 物的被害（10/9 時点）

住家棟数：全壊 65、半壊 337、一部損壊 2,910

非住家棟数：全壊 6、半壊 17、一部損壊 143

3 札幌市の体制

9/6 0308 災害対策本部設置
9/6 0600 第 1 回災害対策本部会議
9/6 1000 第 2 回災害対策本部会議
9/6 1530 第 3 回災害対策本部会議
9/6 2200 第 4 回災害対策本部会議
9/7 0800 第 5 回災害対策本部会議
9/7 2000 第 6 回災害対策本部会議
9/8 2000 第 7 回災害対策本部会議
9/9 1900 第 8 回災害対策本部会議
9/10 1630 第 9 回災害対策本部会議
9/11 1630 第 10 回災害対策本部会議
9/12 1730 第 11 回災害対策本部会議
9/18 0850 第 12 回災害対策本部会議
9/26 1300 第 13 回災害対策本部会議

4 避難状況 (10/10 17:00 現在)

なし (清田区体育館は、10/5 9:50 閉鎖)

5 ライフラインの状況

- (1) 高速道路 市内全線通行可
- (2) 札幌市道 清田区里塚1条1丁目と1条2丁目の一部にて通行規制中
- (3) 水道 断水件数0件(清田区里塚1条1～2丁目は通水要望に対応可能)
応急給水は清田区里塚1条1～2丁目地内の住民要望に応じて個別対応
- (4) 電気 市内一般住宅向け及び企業向けは全て送電復旧完了
- (5) 都市ガス 被害、停止なし
- (6) LPガス 災害時協定に基づく供給を終了
- (7) 通信 NTT・KDDI・docomo・AU共に復旧済
- (8) 地下鉄 通常運転

※札幌市交通局では、地下鉄定期券利用者に対して、9/6の運休(1日相当分)に係る定期運賃の払戻を実施(交通局が発行しているバスの定期運賃分については、(11)記載のルールに順じて実施)

- (9) 市電 通常運転
- (10) JR
 - ・ 快速エアポート 小樽～札幌～新千歳空港間 通常運転
 - ・ 千歳線 札幌～千歳・新千歳空港間：通常運転(一部運休)
 - ・ 函館線 小樽～札幌～岩見沢間：通常運転(一部運休)
 - ・ 学園都市線 札幌～新十津川間：通常運転
 - ・ 特急列車 通常運転(千歳線及び石勝線の一部区間で徐行運転中)
- (11) 路面バス 北海道中央バス 通常運行
ジェイ・アール北海道バス 通常運行
じょうてつバス 通常運行
ばんけいバス 通常運行

※市内運行のバス事業者では、定期券利用者に対して、9/6～9/7の運休(最大2日相当分)に係る定期運賃の払戻を実施

- (12) 病院 市内主要医療機関は通常の診療体制
救急については当番病院で対応
- (13) 学校等 市立小中学校 9/12より市内全校で授業及び給食再開
児童会館、ミニ児童会館 通常通り開館
市立保育園 9/12より給食再開